

第3章 フロン類回収業者の具体的な実務

1. 使用済自動車の引取り

- 前工程である引取業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、ゴミの混入などの正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要があります。
- 引取業者から使用済自動車が搬入された場合、車台番号を確認（車台と同時に引取業者から引き取ったリサイクル券も活用可能）して、電子マニフェストシステムにより引取業者の引渡報告が行われていることをチェックし、引取報告を行います。
引取業者の引渡報告が行われていない場合は、引取報告が行えません。

※自動車リサイクル法の対象となる使用済自動車（2005年1月1日以降に引取業者が引き取ったものが対象）について引取業者で引渡報告が行われていない場合は、引取業者に電話等で確認をし、引渡報告を行ってもらってください。自動車リサイクル法の対象とならない使用済自動車（2004年12月31日以前に引取業者が引き取ったものが対象）については、従来どおり、フロン回収破壊法の対象となるため、「自動車フロン券」「自動車フロン類管理書」と共に引取りを行う必要があります。

2. フロン類の回収

①対象となるフロン類

- 回収対象となるカーエアコンに使用されているフロン類の種類は、CFC・HFCの2区分に分類されます。

②回収基準

- フロン類回収業者は、フロン類の回収に関する基準に従って、フロン類をCFCとHFCに分けて所定のボンベに回収することが必要です。

〔フロン類の回収に関する基準〕

- 1) フロン類およびフロン類の回収方法について十分な知識を有するものが、フロン類の回収を自ら行い、またはフロン類の回収に立ち会うこと
- 2) 特定エアコンディショナーの冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下同じ）の値が、一定時間経過した後、下表のフロン類の充てん量の区分に応じ、それぞれの圧力以下になるよう吸引すること（通常いわゆる2度引きが必要）

フロン類の充てん量	圧力
2kg未満	0.1MPa
2kg以上	0.09MPa

③電子マニフェストシステムへの都度入力

- フロン類を回収した時は、その都度車台ごとに自動車メーカー等に引渡すものか再利用するものを選択して電子マニフェストシステムの画面上で入力します。

※回収の都度の入力状況（%表示）が電子マニフェストシステムの画面上で確認できます。

※なお、フロン類の再利用量についてはフロン類年次報告のために各事業所において把握しておくことが必要です。

3. フロン類の引渡し

- フロン類回収業者がフロン類を指定引取場所に引き渡す時は、フロン類の適正かつ確実な引取りのために自動車リサイクル法に基づいて自動車メーカー等が定める「引取基準」に適合する必要があります。
- 回収・保管・運搬の各工程において安全を確保し、フロン類回収業者の利便性や社会的効率性を実現するため、引取基準を下記のとおり設定する予定です。

引取基準

項目	基準の主な内容
(1) 性状	・ポンベに充てんされているフロン類がCFC・HFCのいずれか一方のみであること
(2) 荷姿	・高圧ガス保安法に適合した30リットル以下の大型ポンベで、または1リットルポンベの場合には専用パレットに収納された状態で引き渡すこと ・自動車フロン類引渡状が大型ポンベ・専用パレットごとに添付されていること
(3) 引取方法	・事前に申請された運搬方法でフロン類を指定引取場所に引き渡すこと ・電子マニフェスト制度による引渡報告が行われていること

※引取基準に定める「性状」「荷姿」「引取方法」に適合しない場合、原則として引取拒否となり、フロン類回収料金は支払われませんのでご注意ください。

(1) 性状について

- 回収したフロン類については、1つのポンベにCFC、HFCを混入しないでください。

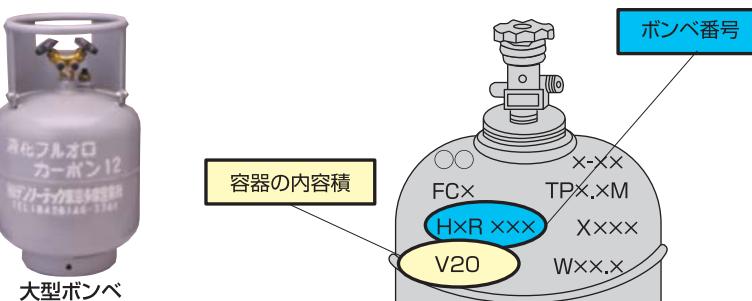
(2) 荷姿について

①回収容器等

- 回収したフロン類の充てんは、高圧ガス保安法に適合した大型ポンベ（内容量30リットル以下）またはフロン専用1リットルポンベを使用してください。

大型ポンベ

- 大型ポンベには、白色の油性塗料等で「CFC12用」「HFC134a用」など、ガスの区別を必ず明記してください。



フロン類を回収する際には、以下の高圧ガス保安法の規定に従う必要があります。

- 法で定める充てん可能量を超えてポンベにフロン類を充てんしないこと。
- 法で定める検査に合格し、かつ、充てんするフロン類に関する刻印のあるポンベを使用すること。
- CFC12、HFC134a、その他のガスを同一ポンベ内に充てんしないこと。

※その他遵守すべき事項の詳細は高圧ガス保安法を参照してください。

(3) 引取方法について

1リットルボンベ

- 1リットルボンベの運搬には、パレット番号ステッカーが貼付された専用パレットを使用することが必要です。専用パレットは5本入用（グレー）と10本入用（ブルー）があります。運搬の際は規定本数を遵守してください。
- 1リットルボンベを利用する場合で、専用パレットを有しない発送拠点がある事業者には、自動車再資源化協力機構から1拠点につき専用パレット2個を無償提供します。

専用パレット（5本入用）



専用パレット（10本入用）



1リットルボンベ



フロン回収専用	
パレット番号	00-015
事業者名	
発送拠点名	

パレット番号ステッカー（イメージ）

← パレット番号は引渡報告の際に入力が必要です。

事業者名・発送拠点名を記入してください。

※従来の「自動車フロン引取・破壊システム」において1リットルボンベ専用パレットを使用している事業者は、これまで使用していた専用パレットを今後も使用してください。専用パレットに貼付されているパレット番号ステッカー（パレット番号含む）も継続して使用してください。

※パレット番号ステッカーが貼付されていない場合、指定引取場所ではフロン類の引取りをお断りすることがあります。

② 自動車フロン類引渡状の添付

- 大型ボンベ・専用パレットには自動車フロン類引渡状を添付する必要があります。
- 記載事項として「（電子マニフェストシステム上の）荷姿ID」「ボンベ・パレット番号」を予定しています。

自動車フロン類引渡状（イメージ）

自動車フロン類引渡状		
①事業所コード		
②荷姿ID	③ボンベ・パレット番号	

① 指定引取場所

- 自動車メーカー等が大型ボンベ・専用パレットを引き取る指定引取場所については、フロン類回収業者の利便性と社会的効率性を踏まえて自動車メーカー等が指定します。
- 現在個別の指定引取場所の選定を行っています。

② 発送の類型

- 大型ボンベ・専用パレットを指定引取場所へ発送するには以下の2つの方法があります。

メーカー直送（指定引取場所へ直送）

- 各事業所から直接指定引取場所に引渡しを行う場合



【大型ボンベを使用】

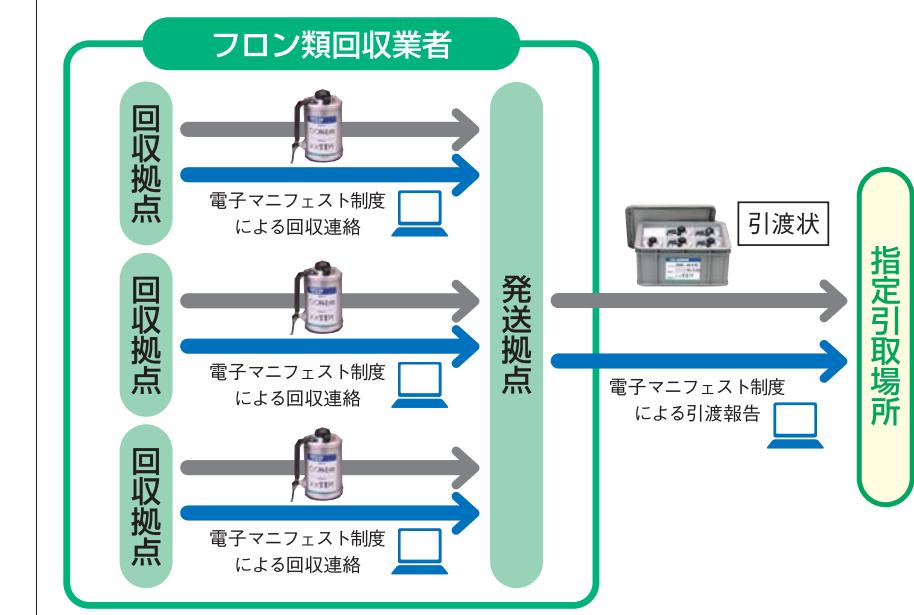
事業所から自動車フロン類引渡状を添付して指定引取場所に引き渡します。

【1リットルボンベを使用】

専用パレットに1リットルボンベを収納し、自動車フロン類引渡状を添付して指定引取場所に引き渡します。

発送拠点経由

- 発送拠点で1リットルボンベを集約し、指定引取場所に引渡しを行う場合



【1リットルボンベを使用】

1事業者内において、複数の事業所（回収拠点）で1リットルボンベにフロン類を回収し、その後1リットルボンベを1事業所（発送拠点）に集約の上、専用パレットに自動車フロン類引渡状を添付して指定引取場所に引き渡します。

※発送拠点についても、フロン類回収業者として都道府県等の登録を受けた事業所である必要があります。

!
大型ボンベや専用パレットを運搬業者に引き渡した後に、電子マニフェスト制度によりすみやかに「フロン類の引渡報告」を行う必要があります。本引渡報告がフロン類回収料金の支払いの根拠となります。

※組合などの組織内で複数の事業者が大型ボンベを共用する場合、各事業者は通常の申込みではなく「自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター」にその旨を連絡後、専用用紙にてお申込みください。

③運搬の実務

- ・フロン類を充てんした大型ボンベ・専用パレットの運搬に関してフロン類回収業者の業務負荷を軽減するため、回収済みフロン類の「指定着払い方式」を用意していますのでご利用ください。
- ・この方式を利用する場合は、自動車リサイクルシステム登録申込み時にその旨の選択をする必要があります。(その場合、各事業者の連絡先等の情報は提携運搬会社〈ヤマト運輸(株)〉にも通知されます)

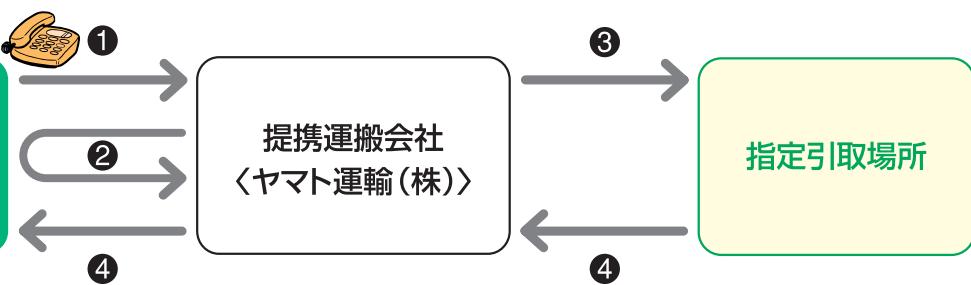
指定着払い方式の特徴

- ・大型ボンベ・専用パレットの指定引取場所までのフロン類運搬基準に従った運搬および空ボンベ・専用パレットの返却を提携運搬会社〈ヤマト運輸(株)〉に委託することで効率的に行われます。
- ・フロン類の運搬費用は提携運搬会社〈ヤマト運輸(株)〉に直接支払われるため、フロン類回収業者が運賃の支払いを行う必要はありません。

〔指定着払い方式を利用する際の手順〕(別途詳細マニュアルにてご案内します)

- ① 提携運搬会社〈ヤマト運輸(株)〉に大型ボンベ・専用パレットの運搬を電話等で依頼します。その際以下の項目をお伝えください。
 - ・事業所コード
 - ・荷姿ID（電子マニフェストシステム上のフロン類の引渡報告画面に表示）
 - ・ボンベ・パレット番号（電子マニフェストシステム上のフロン類の引渡報告画面に表示）

※提携運搬会社〈ヤマト運輸(株)〉では、運搬の依頼を受け付ける専用の窓口を設け、電話等のフリーダイヤル番号を設定する予定です。
- ② 提携運搬会社〈ヤマト運輸(株)〉が依頼日の翌日に自動車フロン類引渡状を持って集荷に伺います。
- ③ 提携運搬会社〈ヤマト運輸(株)〉により指定引取場所に大型ボンベ・専用パレットが運搬されます。
- ④ フロン類を破壊した後の空ボンベ・専用パレットが返送されます。原則として、専用パレットは8日以内、大型ボンベは15日以内に返送されます（一部の地域・離島などを除く）。



指定着払い方式を利用しない場合の注意

- ・フロン類回収業者が自らまたは運搬業者への委託により大型ボンベ・専用パレットの運搬を行う場合、フロン類運搬基準（みだりに移充てんを行わない、漏えい防止措置等）を遵守する必要があります。
- ・空ボンベ・専用パレットについては、フロン類回収業者自らまたは自ら手配した運搬事業者が、指定引取場所に取りに来てください。
- ・運搬料金はフロン類回収業者に支払われることから、委託により運搬を行う場合は運搬業者への費用支払いが必要です。
- ・自動車リサイクルシステムへの登録申込み時に「指定着払い方式」を選択していない事業者が、着払いでのボンベ・専用パレットを指定引取場所に送った場合には、指定引取場所で引取りを行わないか、フロン類回収料金から運搬料金分を減額することになりますのでご注意ください。

4. フロン類回収料金の支払い

- ・フロン類回収業者は、フロン類の回収と指定引取場所までの運搬に要する費用について、フロン類回収料金として、自動車メーカー等が定める料金の支払いを受けることができます。

①フロン類の回収に関する料金

- ・自動車メーカー等が定める「自動車1台当たり」の額をお支払いします。
- ・なお、1台当たりのフロン類の引取量が基準引取量を下回った場合は、その量に応じて回収料金を減額させていただきます。

②フロン類の運搬に関する料金

- ・指定着払い方式利用の場合は提携運搬会社に直接支払われます。
- ・指定着払い方式を利用しない場合、運搬するボンベ・専用パレットの規格ごとに「ボンベ1本当たり」または「パレット1個当たり」でお支払いします。

〔支払いの方法〕

- ・料金の支払いについては、電子マニフェスト制度でのフロン類の引渡報告を前提として、自動車リサイクルシステム登録申込み時に指定された金融機関の口座に自動車再資源化協力機構を通じて、月次で行われます。

※指定着払い方式ご利用の場合は、運搬料金は提携運搬会社に直接支払われます。

5. フロン類年次報告

- ・自動車リサイクル法においては、年度終了後1ヶ月以内（4月末まで）に、事業所ごとに以下の項目について電子マニフェスト制度により1年間の実績報告を行う必要があります。実務上は、回収・引渡しの際に、電子マニフェスト制度に入力されたデータを活用することが可能ですので、報告に必要な業務負荷は大幅に軽減されています。

※毎年4月末までに事業所ごとの年次報告が行われない場合は、情報管理センターからその旨が各都道府県等に報告されることになります。

〔毎年度事業所ごとに定期報告が必要な項目〕

①自動車メーカー等への引渡量

- ・前年度中に自動車メーカー等に引き渡したフロン類の種類（CFC・HFC）ごとの量
- ※自動車メーカー等における引取量が、電子マニフェストシステムの画面上で自動的に計算・表示されるため、これを参考に入力してください。

②再利用量

- ・前年度中に再利用をしたフロン類の種類（CFC・HFC）ごとの量およびフロン類を再利用した使用済自動車の車台番号
- ※フロン類回収後に行う車台ごと都度の電子マニフェストシステムへの入力により、再利用した車台番号はシステム上で記録されていますが、再利用量については、別途各事業所において把握しておいていただく必要があります。

③保管量

- ・3月末日において保管していたフロン類の種類（CFC・HFC）ごとの量
- ※各事業所において把握しておいていただく必要があります。

6. フロン回収破壊法から自動車リサイクル法への移行について

(1) 移行の概要

- フロン回収破壊法（カーエアコン部分）については、自動車リサイクル法に引き継がれ（2005年1月1日以降に引き取られた使用済自動車が対象）、使用済自動車全体として一体的に扱われることになります。
- （フロン回収破壊法の登録業者の地位は自動車リサイクル法上の登録業者へ自動的に移行、自動車フロン券・自動車フロン類管理書は廃止）
- 他方、自動車リサイクル法施行日（2005年1月1日）より前に引取業者が引取りを行ったカーエアコン付自動車については、フロン回収破壊法の枠組みでの対応が引き続き必要（自動車フロン券による費用徴収や自動車フロン類管理書も必要）となります。

（フロン回収破壊法の登録事業者としての義務は継続されます）

2004年	2005年1月1日以降
フロン回収破壊法 <自動車フロン引取・破壊システム> 2004年12月31日までに 第二種特定製品引取業者が 引き取ったカーエアコン付 使用済自動車からのフロン類の 回収・引渡し	自動車リサイクル法 <自動車リサイクルシステム> 2005年1月1日以降、 引取業者が引き取った使用済自動車からの フロン類の回収・引渡し

(2) フロン類の引取体制

- フロン回収破壊法に基づき回収されたフロン類については、出来る限り早期に大型ボンベ・専用パレットの引渡しをお願いします。これについても自動車再資源化協力機構が整備する自動車リサイクル法上の指定引取場所において引き取ります。
- フロン回収破壊法の対象となるフロン類と自動車リサイクル法の対象となるフロン類とを同一の大型ボンベ・専用パレットに充てん等をして引き渡すことも可能ですが、その場合には以下のすべてを行う必要があります。

① フロン回収破壊法上のフロン類	・自動車フロン券付き自動車フロン類管理書のボンベ等への添付
② 自動車リサイクル法上のフロン類	・電子マニフェスト制度による引渡報告の実施 ・自動車フロン類引渡状のボンベ等への添付

(3) 未使用フロン券の取扱い

- 未使用の自動車フロン券については、原則として料金の払い戻しは行いませんので、一定枚数保有している場合には、引取り台数の状況を勘案しつつ、2004年末に向けて可能な限り保有枚数を使い切る（転売も可能）ようしてください。
- ただし、自動車フロン券の額面金額について、申請に基づいて自動車リサイクル法におけるリサイクル料金に（車台ごとに）充当できる仕組みも用意する予定です。リサイクル料金への充当については、本年秋頃より、一般の自動車所有者や自動車関連業界に対して（財）自動車リサイクル促進センターから告知や詳細手続きのご案内を行う予定です。

対象となる自動車フロン券	未使用のもの（コンビニエンスストア・郵便局で料金を払込み済みで、自動車フロン類管理書に貼付されていないもの）
充当できる金額	乗用車については1枚分、小型バスについては2枚分、大型バスについては4枚分の額面を自動車リサイクル法上のリサイクル料金に充当することが可能
申請可能期間	2005年1月1日～2005年6月30日の6ヶ月間
申請書の配布	（財）自動車リサイクル促進センターのホームページや自動車関連団体を通じて入手が可能となる方向で検討中

(4) フロン類年次報告

- フロン回収破壊法の第二種フロン類回収業者であって、自動車リサイクル法のフロン類回収業者に自動的に移行した事業者は、2005年春に行う2004年度分の年次報告については、フロン回収破壊法と自動車リサイクル法の双方の年次報告を行う必要があります。
- （2005年度4月以降にフロン回収破壊法の対象となるカーエアコン付使用済自動車（2004年12月31日までに引き取られた使用済自動車）およびフロン類の取扱いがある場合には、さらに翌年（2006年春）以降もフロン回収破壊法上の報告が必要になります。）

2005年春に行う必要がある年次報告

フロン回収破壊法	自動車リサイクル法
対象となる期間	2004年4月1日～2005年3月31日
方式	所定の報告書式を提出
報告期限	2005年6月30日
報告先	都道府県知事または政令市長
	（財団法人 自動車リサイクル促進センター内） 情報管理センター

※フロン回収破壊法の対象となるカーエアコン付使用済自動車については、取引先の第二種特定製品引取業者から早期に引き取ってフロン類を回収し、可能な限り2005年3月31までに自動車メーカー等に引き渡すようにしてください。